

富士見市既存住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存住宅の倒壊等の被害を防止し、地震に強い住宅の整備を促進するため、既存住宅の耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けた建築物（建ぺい率及び容積率の制限に適合している建築物に限る。）のうち、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工した戸建専用住宅、戸建兼用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の住宅をいう。以下同じ。）及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者の居住の用に供している共同住宅又は長屋住宅をいう。ただし、木造住宅にあつては、地階を除く階数が2階以下のものに限る。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断で同法第4条第1項の基本方針に沿って行うもの（同基本方針に基づく診断方法で行うもの（木造以外にあつては、その上で第三者判定機関（富士見市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年規則第32号）第1条に規定する第三者判定機関をいう。以下同じ。）の判定を受けたもの）に限る。）をいう。
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、既存住宅の耐震診断を耐震診断者に委託する者のうち、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 戸建専用住宅及び戸建兼用住宅 市内に住所を有する者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 既存住宅に居住していること。

イ 既存住宅を所有している者又はその者の1親等以内の親族であること。

ウ 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条に掲げる税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 共同住宅及び長屋住宅 既存住宅を管理する管理組合法人（区分所有法第47条第2項に規定する管理組合法人をいう。以下この号において同じ。）を代表する者又は管理組合法人を置かない既存住宅にあつては、区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（既存住宅に居住している者に限る。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 全戸数（居住の用に供する全ての戸数をいう。）の半数以上に区分所有者又は当該区分所有者の1親等以内の親族である者が住所を有し、かつ、居住していること。

イ 管理組合等で耐震診断の実施の決議がなされていること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存住宅における耐震診断の実施に関する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、既存住宅の耐震診断に要する費用とする。ただし、共同住宅及び長屋住宅に係る補助対象経費にあつては、区分所有者に市税を滞納する者があるときは、その者が負担した耐震診断に要する費用の額を除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 戸建専用住宅及び戸建兼用住宅 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、7万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 共同住宅及び長屋住宅 次に掲げる金額のうちいずれか少ない方の額とし、150万円を限度とする。

ア 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ 一戸当たりの基本単価を3万円とし、基本単価に戸数を乗じて得た額（既存住宅の区分所有者に市税を滞納する者がいるときは、その数を戸数から減じるものとする。）

（補助金等交付申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図

(2) 耐震診断費用の見積書の写し

(3) 耐震診断者の所属している建築士事務所の登録の写し及び建築士免許証の写し

(4) 建築確認通知書の写し又は建築時期の分かるもの

(5) 補助金の交付を受けようとする者又はその1親等以内の親族が所有していることを確認することができる書類

(6) 既存住宅の所有者全員を確認することができる書類

(7) 耐震診断の実施の決議がなされていることを確認することができる書類（共同住宅又は長屋住宅の場合に限る。）

（事業内容の変更等の様式等）

第8条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号

のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震診断の契約書の写し

(2) 耐震診断の領収書の写し

(3) 耐震診断者が作成した耐震診断報告書

(4) 第三者判定機関の判定を受けたことを証する書類の写し（共同住宅又は長屋住宅の場合に限る。）

(補助金等確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第12条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。

りとする。

(交付決定の取消しの様式)

第13条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第14号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第14条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第15号のとおりとする。